

議員発議第 10 号

令和4年12月14日

河合町議会議長 谷 本 昌 弘 殿

提出者 河合町議会議員 坂 本 博 道

賛成者 河合町議会議員 馬 場 千恵子

賛成者 河合町議会議員 常 盤 繁 範

賛成者 河合町議会議員 岡 田 康 則

賛成者 河合町議会議員 長谷川 伸 一

第9期介護保険制度改正に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第13条の規定に基づき提出いたします。

第9期介護保険制度改正に関する意見書

介護保険制度が始まって22年。国民の間に定着したこの制度は、介護を必要とする本人ばかりでなく、介護を担う家族や支援者にとって欠くことのできないものとなっています。この制度を持続的かつ安定的に運営するためには、将来にわたって自治体の財政負担や被保険者の負担が過重にならないよう、国庫負担割合の引き上げが必要と考えます。

こうした中、厚生労働省社会保障審議会介護保険部会において、2024年度より始まる介護保険制度第9期の法改正に向けて審議が行われ、「給付と負担」というテーマのもと、以下の項目が提示されました。

- 1 介護保険サービス利用料の自己負担を原則2割にする。
- 2 要介護1及び2の人の訪問介護及び通所介護を地域支援事業に移行する。
- 3 ケアマネジメントの利用料負担を導入（ケアプラン作成の有料化）する。
- 4 介護老人保健施設、介護療養型医療施設、介護医療院の多床室室料負担を新設する。

長期化するコロナ禍で生活が不安定な中、過去8か月間で2万品目の商品値上げが行われ、一部では医療費の負担増も実施されました。介護保険財政の担い手でもある40歳以上の勤労者層の多くが収入増を見込めず、高齢者の多くが年金のみの収入で生活している。介護保険利用の負担倍増は利用者にとって過重なものになることは明らかです。

認知症の人にとって、要介護1、2は利用者が最も多く、また「早期発見・早期対応」と「認知症の専門的介護」の観点からきわめて重要な位置を占めています。また、その代わりの受け皿とされる地域支援事業は、その専門性においても量的にも不十分なままであり、今後も十分な質・量が保障されることを期待することはできません。

介護保険制度の目的である、要介護者の尊厳ある生活の実現と重度化の防止のためには、適切な介護保険サービスの利用を促進する必要があります。そのために、ケアマネジメントは、要介護者等が積極的にサービスを利用できるようにする観点から全額給付されてきました。制度もより複雑化しており、専門的なケアマネジメントの恩恵を誰もが平等に享受できるよう全額給付を継続すべきです。

また、介護老人保健施設や介護医療院等は、医療提供や在宅復帰支援の機能を有しており、終の棲家とされる介護老人福祉施設とは異なる役割を継続的に担えるように多床室の室料を徴収すべきではありません。

以上の観点から、下記のように要望します。

- 1 様々な経済状況等に鑑み、介護保険サービス利用料については、負担増を行わず、原則1割負担を維持すること。
- 2 地域支援事業の体制が必ずしも十分でない現状から、要介護1及び2の介護サービスの地域支援事業への移行は行わないこと。
- 3 サービスの利用促進のため、ケアプラン作成料は全額給付を維持すること。
- 4 様々な経済状況を鑑み、引きつづき低所得者への負担軽減を継続し、上記三施設の多床室室料は新設しないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和4年12月14日

奈良県北葛城郡河合町議会